

## 【施設基準届出一覧】

当院は、厚生労働大臣の定める施設基準について、以下の届出を行っています。

### 1. 基本診療料

- ◇医療DX推進体制整備加算
- ◇一般病棟入院基本料（急性期一般入院料1）
- ◇診療録管理体制加算3
- ◇急性期看護補助体制加算・看護補助体制充実加算
- ◇療養環境加算
- ◇医療安全対策加算1・医療安全地域連携加算1
- ◇感染対策向上加算2・連携強化加算・サーベイランス強化加算
- ◇後発医薬品使用体制加算1
- ◇データ提出加算1
- ◇認知症ケア加算3
- ◇ハイケアユニット入院医療管理料1
- ◇医師事務作業補助体制加算1
- ◇重症者等療養環境特別加算
- ◇バイオ後続品使用体制加算
- ◇入退院支援加算1・入院時支援加算
- ◇せん妄ハイリスク患者ケア加算

### 2. 特掲診療料

- ◇遠隔モニタリング加算（心臓ペースメーカー指導管理料）
- ◇がん性疼痛緩和指導管理料
- ◇薬剤管理指導料
- ◇検体検査管理加算（Ⅱ）
- ◇C T撮影及びMR I撮影
- ◇無菌製剤処理料
- ◇呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）
- ◇人工腎臓
- ◇透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ◇経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）
- ◇胸腔鏡下弁形成術
- ◇不整脈手術左心耳閉鎖術（胸腔鏡下によるもの）
- ◇ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ◇ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（リードレスペースメーカー）
- ◇両心室ペースメーカー移植術（経静脈電極の場合）及び  
両心室ペースメーカー交換術（経静脈電極の場合）
- ◇植込型除細動器移植術（経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの）、  
植込型除細動器交換術（その他のもの）及び経静脈電極抜去術
- ◇両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術（経静脈電極の場合）及び  
両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術（経静脈電極の場合）
- ◇大動脈バルーンパンピング法（I A B P法）
- ◇輸血管理料Ⅱ
- ◇保険医療機関間の連携による病理診断
- ◇外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- ◇外来腫瘍化学療法診療料2
- ◇医療機器安全管理料1
- ◇時間内歩行試験
- ◇外来化学療法加算2
- ◇心大血管疾患リハビリテーション料Ⅰ
- ◇静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）
- ◇導入期加算1
- ◇胸腔鏡下弁置換術
- ◇遺伝学的検査
- ◇酸素加算
- ◇入院ベースアップ評価料1 3 2

### 3. 入院時食事療養費

- ◇入院時食事療養費Ⅰ  
管理栄養士により特別に管理された食事が、適時適温で提供されます。
- ◇特別食加算（厚生労働大臣指定食提供時）